

鳥取県告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年3月13日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

就任した役員の氏名及び住所

理 事 河 本 俊 明 東伯郡北栄町大谷258-1

平成24年3月4日就任 任期 平成27年4月6日まで